

# 平成27年度全国厚生労働関係 部局長会議（厚生分科会） 説明資料

平成28年1月20日（水）

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部



# 1. 部の組織再編について

# 平成27年10月1日生活衛生・食品安全部組織再編の概要

## 趣旨

食品安全行政と同様に国民生活に関する物・サービスを対象とし、公衆衛生の維持・向上の観点から行われている健康局の「水道」及び「生活衛生」行政を一体的に実施する組織体制を構築して、効率的・効果的な施策の推進を図る

## 組織再編の概要

### <改正前>

#### 【医薬食品局食品安全部】(3課)

企画情報課
基準審査課
監視安全課

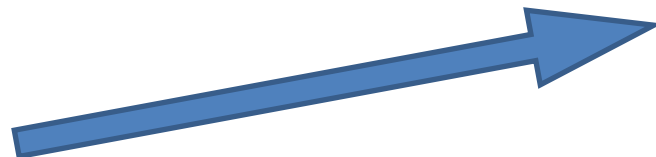
#### 【健康局】

生活衛生課
水道課

### <改正後>

#### 【医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部】(5課)

企画情報課
基準審査課
監視安全課
生活衛生課
水道課



## 2. 環太平洋パートナーシップ 協定（TPP協定）への対応 について

# 食品分野(食の安全・安心)に係るTPP協定の概要について

## SPS(衛生植物検疫)

(合意の概要)

- WTO・SPS協定の権利義務を再確認した上で、コメント機会の付与や説明責任の明確化等、各国のSPS措置の透明性の向上を図る内容を規定。
- 各国の個別の安全基準の変更や統一を目的としたものではなく、SPS措置に関する各国共通の基本的なルールを定めた内容。

(対応)

- ・ 科学的根拠に基づいてSPS措置をとるとい、WTO・SPS協定の義務に沿った我が国の基本的立場と整合的なもの。
- ・ 我が国の規制制度について変更を求めものではなく、食品の安全が脅かされることはない。

## TBT(貿易の技術的障害)

(合意の概要)

- WTO・TBT協定の権利義務を維持した上で、強制規格や適合性評価手続等に関する透明性の向上等を図る内容を規定。

(対応)

- ・ 遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度変更は必要とならない。

## 物品市場アクセス(農業節 現代のバイオテクノロジー製品の貿易)

(合意の概要)

締約国の法令及び政策の採用又は修正を求めるものではない旨規定した上で、

- ① 遺伝子組換え作物の承認における透明性の確保  
(危険性又は安全性の評価の概要及び承認された産品の一覧表の公表)
- ② 未承認遺伝子組換え作物の微量混入事案についての情報の共有※  
(輸出国は遺伝子組換え作物の開発企業に対し、輸入国への情報共有を奨励する)

等を規定。

※ 遺伝子組換え作物の輸入国である我が国にとっても、未承認遺伝子組み換え作物の混入事案発生時の迅速な対応及び未然防止につながる。

# ■ 総合的なTPP関連政策大綱(食品安全関係抜粋)

～平成27年11月25日 T P P 総合対策本部決定～

## II TPP関連政策の目標

### 3 分野別施策展開

TPPについては、これまで、食の安全、国民皆保険等に関し、様々な懸念や不安が寄せられてきた。合意内容を見れば、こうした点はいずれも懸念や不安に及ばないことは明らかであるが、今後、国民に対し合意内容を正確かつ丁寧に説明すること等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力する。

#### (2) 食の安全・安心

TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化に努める。
- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。
- 残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定を推進する。
- TPP協定締結後、食の安全に関する技術的協議等の場で適切に対応する。

## IV 政策大綱実現に向けた主要施策

### (2) 食の安全・安心

- 食品安全に関する情報提供等  
(食品安全に関するリスクコミュニケーション、加工食品の原料原産地表示の拡大の検討)
- 輸入食品に対する監視指導等  
(輸入食品の適切な監視指導の実施、残留農薬・食品添加物等における規格基準の策定の推進、協定締結後の技術的協議への対応)

# TPP協定関連施策(食品安全関係)

TPP協定により、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえた対応を行うことで、我が国における食品の安全性を確保する。

## 輸入食品の適切な監視指導の実施

### 目的

検疫所における監視指導や二国間協議等を行い、輸入食品の安全性を確保する。

### 実施内容

- 毎年度策定している輸入食品監視指導計画に基づき、その状況に応じた検査や適切な監視指導等を実施することにより、輸入食品の安全性を確保する。
- 二国間協議等を通じ、輸出国における安全対策の推進を図る。

## 残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定の推進

### 目的

食品中の残留農薬・食品添加物等に関して、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、我が国の規格基準を迅速に設定するとともに、審査過程の透明性向上を図る。

### 実施内容

- 残留農薬・食品添加物等の審査体制を整備し、国際基準や科学的な根拠を踏まえた規格基準の設定を推進する。
- 審査報告書を公表して審査過程の透明性向上を図ること等により、国民の不安を解消する。

## 協定締結後の技術的協議への対応

### 目的

TPP協定締結後に増加が見込まれる、相手国政府との技術的協議の場で適切に対応する。

### 実施内容

- 科学的知見に基づいた我が国の制度や基準を説明し、相手国との信頼関係を損なうことなく、円滑な協議を行う。

# TPPに関するQ&A(食品安全関係)①

Q. TPP協定により、貿易の自由化が進み、日本の食品の安全、安心が脅かされませんか。

A.

日本の食料自給率は、現在、カロリーベースで約4割であり、輸入食品の安全性確保は非常に重要な課題です。現在、我が国はWTO・SPS協定(※)を踏まえつつ、毎年度策定している輸入食品監視指導計画に基づく監視指導を行うことにより、諸外国から輸入する食品の安全を確保しています。

TPP協定の規定は、WTO・SPS協定を踏まえたものです。具体的には、科学的根拠に基づいて衛生植物検疫措置をとるという我が国の立場と一致するものであり、我が国の食品の安全を確保するための制度の変更は求められていません。また、食品添加物、残留農薬基準などの個別の食品安全基準の緩和を求める内容でもありません。

このため、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはありません。

今後とも、我が国の食品の安全・安心が確保できるよう、取り組んでまいります。

※WTO・SPS(Sanitary and Phytosanitary(衛生植物検疫))協定:人、動物又は植物の生命又は健康を保護するという衛生植物検疫措置の目的を達成しつつ、衛生植物検疫措置の貿易に対する悪影響を最小限にするための国際ルールを定める協定(WTO協定の附属書の一部)

Q. TPP協定により食品輸入が増加しても、検査は適切に行われるのでしょうか。

A.

厚生労働省では、毎年度輸入食品監視指導計画を策定し、それに基づき監視指導を行うことにより、輸入食品の安全性を確保しています。この計画では、各食品の輸入量、生産や製造における事情なども踏まえて残留農薬等の具体的な検査項目や検査件数を定めて、輸入時の検査、監視指導を行っています。

TPP協定により、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、食品の輸入動向等を踏まえて、輸入食品監視指導計画に基づく検査等を着実に実施し、我が国の食品の安全の確保に努めてまいります。





## TPPに関するQ&A(食品安全関係)②

Q. 米国では牛に成長ホルモン剤が使われていますが、これらの牛から生産された牛肉が輸入しやすくなる等、安全性に問題は無いのでしょうか。

A.

成長ホルモン剤については、以前より、科学的知見に基づく食品中の残留基準を定め、検査を行っています。

TPP協定は、動物用医薬品の残留基準など個別の食品安全基準の緩和を求める内容ではなく、我が国の現行制度は変更されませんので、TPP協定の締結により食品衛生上問題のある牛肉が輸入しやすくなることはありません。

今後とも、我が国の食品の安全が確保できるよう、取り組んでまいります。

Q. 承認されていない遺伝子組み換え食品が流入するのではないのでしょうか。

A.

我が国では遺伝子組換え食品等を輸入・販売する際には、食品安全委員会の評価を踏まえた安全性審査を経る必要があります。審査を受けていない遺伝子組換え食品等や、これを原材料に用いた食品等の製造・輸入・販売は、食品衛生法に基づいて禁止されています。

TPP協定における遺伝子組換え作物に関する規定は、締約国の法令や政策の範囲内での対応を求めるものであり、我が国の規制制度は変更されません。むしろ、遺伝子組換え作物の開発企業から輸入締約国への情報共有を奨励するなど、我が国にとって有用な規定(※)も設けられています。

※遺伝子組換え作物の承認の申請に必要な書類や承認されている遺伝子組換え作物の一覧を公開することや、輸出国が輸入国に対し、未承認遺伝子組換え作物の安全性審査に必要なデータ等を提供すること等を規定していおります。

厚生労働省としては、引き続き、未承認の遺伝子組換え食品等の流入防止に努めてまいります。

# TPPに関するQ&A(食品安全関係)③

Q. TPP協定によって残留農薬、食品添加物の日本の基準を緩和させられることになるのでしょうか。

A.

TPP協定は、食品添加物、残留農薬基準などの個別の食品安全基準の緩和を求める内容ではなく、我が国の現行制度の変更を求められるものでもありません(※)。

※なお、TPP協定では相手国の基準などに懸念を有する場合には、まずは科学的知見に基づいた技術的協議を行うことが規定されています。

我が国の残留農薬及び食品添加物の基準値は、以前より従来からより、科学的知見に基づき定めています。今後とも、我が国の食品の安全が確保できるよう、取り組んでまいります。

なお、これらのQ&Aは、以下のURLで示す厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。また、内閣官房のホームページにおいても、TPPに関するQ&Aを掲載しております。

掲載ページURL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108237.html>

内閣官房ホームページ TPPに関するQ&A: <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/>

# 3. HACCPの普及推進 について

# 我が国におけるHACCPの更なる普及方策について（提言）【概要】

～中小事業者も含めHACCPによる自主的な衛生管理を推進するための環境整備～

「食品製造におけるHACCPによる工程管理の普及のための検討会」(平成27年3月31日)

## 導入に前向きな事業者やニーズが高い業種に対する助言等の支援

- 「HACCP自主点検票」の作成と活用促進
- 様式や手引書等の更なる充実
- 人材の育成・活用
- HACCP導入状況の継続的な把握

## 食品産業全体で推進する必要性の共有

- 国（厚生労働省、地方厚生局等）、自治体、食品関係団体、事業者団体、消費者団体等が情報交換、意見交換等を行う場として「HACCP普及推進連絡協議会」を、国・地方ブロックごとに設置

## 消費者や流通・販売業界も含め、HACCPに対する本質的な理解・関心の醸成

- HACCPに関するリーフレットや動画等を作成し、積極的な周知
- 事業者や自治体の食品衛生監視員向けの講習会を実施

**我が国の食品等事業者の大宗は中小事業者であり、食品衛生の確保を図る観点から、中小事業者における取組の促進が重要な課題。**

**HACCPの本質は、事業者の自主的な衛生管理が継続的に実施されること。  
行政や関係団体には、事業者が自ら衛生管理の取組状況を確認する「自主点検」を推進するための環境整備への取り組みが望まれる。**

## HACCP導入の取組に関する認知度向上のための支援

- HACCPの導入効果、実証事業による導入事例等について、一元的に情報を入手することができるWebサイトを構築
- HACCPの「自主点検」を行った事業者名や取組方針等を公表、アピールを後押しする「HACCPチャレンジ事業」を実施

## コーデックスの柔軟性の考え方も踏まえた事業者の導入負担の軽減

- HACCP導入の心理的ハードルを解消するため、具体的な導入事例の動画等を積極的に周知
- 中小事業者等のHACCP導入の成功事例を全国的に普及するため、「地域連携HACCP導入実証事業」（モデル事業）を実施

# HACCP普及に関する主な事業の実績及び今後の予定

## 地域連携HACCP導入実証事業

【実績】平成27年度参加自治体：6自治体（北海道、千葉県、京都府、香川県、熊本県、広島市）  
対象：「ソース類製造業」、「菓子製造業／そうざい製造業」、「めん類製造業／冷凍・冷蔵業」等

【今後の予定】

- ①平成27年度実施及び事例集のとりまとめ・公表
- ②平成27年度に支援を行った食品等事業者のフォローアップ
- ③平成27年度の実施結果に基づき、コーデックスの柔軟性の適用事例（既存の文書業務を活用した記録管理等）、導入効果の指標、手引書・自主点検表等の改定の必要性等について検討
- ④平成28年度についても、新たな食品等事業者を対象とした事業を実施

## HACCPチャレンジ事業

【実績】①平成27年11月からHACCPチャレンジ事業への参加事業者の募集開始  
②平成27年11月30日から参加事業者を厚労省ホームページで公開

【今後の予定】引き続き、参加事業者の募集及びホームページ公開によりHACCPの普及を促進

## HACCP普及推進連絡協議会

【実績】①HACCP普及推進中央連絡協議会の開催（平成27年7月31日）  
②HACCP普及推進地方連絡協議会を全国7箇所で開催（平成27年10月～12月）

【今後の予定】平成28年度についても、HACCP普及推進連絡協議会を開催

## 食品衛生監視員向けHACCP研修会

【実績】HACCP指導者養成研修会を全国6箇所で開催中（平成27年11月から）

【今後の予定】平成28年度についても、HACCP指導者養成研修会を開催

# 4. 食肉等の生食に関する 対応について

# 生食用の牛肉及び牛肝臓の規制について

経緯

- 生食用の牛及び馬の食肉と肝臓については、平成10年に衛生基準目標(ガイドライン)を定め、都道府県を通じ、夏期一斉取締りなどの機会において指導を行うとともに、政府広報等を通じて食肉の生食を控えるよう周知を図ってきたが、平成23年4月に飲食チェーン店でのユッケによる食中毒事件が発生し、5人の死亡者と多数の重症者が出たことから、生食用食肉(牛肉)については、同年10月、食品衛生法に基づく強制力のある規格基準を策定。
- また、牛の肝臓については、牛肝臓の内部から腸管出血性大腸菌が検出されたことから、業界団体からの意見聴取を行いつつ、食中毒を防ぐ方法がないかという観点からも検討した上で、平成24年7月、生食用としての販売を禁止。

※ 牛の肝臓については、現在、放射線照射による殺菌に関する研究が進められており、新たな知見が得られれば、本部会において再度検討することとしている。

(参考 腸管出血性大腸菌のリスク等)

- 腸管出血性大腸菌は、牛の腸管内に存在し、2~9個の菌の摂取で食中毒が発生。溶血性尿毒症症候群や脳症など重篤な疾患を併発し、死に至ることがある。
- 牛肝臓については、牛肝臓の内部から腸管出血性大腸菌及び大腸菌を検出。  
⇒現時点ではリスクを低下させる手段なし。



- 生食用食肉(牛肉)は表面の加熱殺菌を義務付け。
- 牛肝臓は生食用としての提供を禁止。



# 豚の食肉等の生食禁止について（概要）

## 経緯

- 生食用食肉（牛肉）及び牛レバーに関する規格基準の策定後、今まで生食用として提供されていなかった食肉等（豚レバー等）が提供されるようになった実態がある。
- このため、規制の対象となっていない食肉等について、科学的見地に加えて、消費者の認識や食肉等の関連事業者の取組等も踏まえつつ、**公衆衛生上のリスクの大きさに応じた規制のあり方等について検討**するため、平成25年12月に幅広い関係者が参加する「食肉等の生食に関する調査会」を設置し、検討を行い（計4回開催）、平成26年6月に食肉の種別ごとに対応方針をとりまとめた。

## 基本的な考え方

### （1）公衆衛生上のリスクの大きさに応じた規制の必要性

- 食の選択は基本的には消費者による選択の自由が認められるべきものであり、**公衆衛生上のリスクが高くないと考えられる場合には、食品等事業者による衛生水準の向上とともに、消費者による自主的なリスク回避が可能となるよう、リスクコミュニケーションを充実させる**ことが望まれる。
- 一方で、自治体においては、食品衛生法に基づく規格基準がないものについては、**事業者に対する監視指導の効果にも限界がある**との指摘もなされている。また、**消費者にとっては飲食店で提供されるものは安全という認識もあり、牛レバーの提供が禁止となる直前に駆け込み需要が増えたとの指摘もあり、消費者が食肉等の生食によるリスクについて必ずしも正しく認識しているとは言えない状況**にある。
- このため、**飲食に起因する危害が生命そのものに関わる公衆衛生上のリスクが高いものについては、消費者によるリスク回避のみに食中毒の発生防止をゆだねることは適切ではなく、重大な事故を未然に防止するための対応を検討する必要がある**。

### （2）公衆衛生上のリスクの大きさの考え方

公衆衛生上のリスクの大きさについて、① **危害要因の性質等**（病原体が引き起こす症状の重篤性や二次感染の有無等）、② **流通量**（飲食店等での提供実態）、③ **リスク低減策の有無**（様々な研究を踏まえた食中毒発生を低減する方法）の観点から対応方針を検討した。

## 対応方針

- **豚については、重篤な健康被害を起こしうるE型肝炎ウイルスが豚の血液やレバーから検出されていることや飲食店等において提供実態があること等を踏まえると、公衆衛生上のリスクが大きく、法的に生食用としての提供を禁止**することが必要。

薬事・食品衛生審議会の審議を経て、平成27年6月より規格基準を設定し、中心部までの加熱殺菌を義務付けた。

- 猪、鹿その他の野生鳥獣については生食のリスクは高いが、流通は限定的で公衆衛生全体に与える影響は潜在的であることを踏まえ、生食すべきでない旨を改めて指導・周知徹底する。なお、鶏や馬等については自治体における取組や現在行われている研究結果を踏まえ、今後具体的な対応策を検討することとしている。





# 5. 水道事業に係る予算関係 について

# 平成28年度水道施設整備関係予算案

(単位：百万円)

区 分	平成27年度 予 算 額 A	平成28年度 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対 前 年 度 比 率 (%) B/A
水道施設整備費	( 72,516) 47,305	( 78,243) 48,884	1,579	103.3
水道施設整備費補助	( 28,856) 25,357	( 23,866) 20,366	△4,991	80.3
指導監督事務費等	( 100) 100	( 91) 91	△9	90.6
災害復旧費	( 561) 350	( 1,209) 350	0	100.0
耐震化等交付金	( 26,500) 5,000	( 38,000) 13,000	8,000	260.0
東日本大震災	( 16,498) 16,498	( 15,077) 15,077	△1,421	91.4
水道施設整備費 ※災害復旧費（東日本含む）を除いた場合	( 55,457) 30,457	( 61,957) 33,457	3,000	109.8

注1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2)：平成27年度予算額欄の上段（ ）書きは、平成26年度補正予算額を含む。

注3)：平成28年度予算案欄の上段（ ）書きは、平成27年度補正予算案を含む。

注4)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。



# 水道管路緊急改善事業について

## ■事業内容

水道の基幹管路(導水、送水、配水本管)のうち、耐震性能が低く、法定耐用年数40年を超過している管として蓋然性が高く更新すべき管種(以下、「緊急改善対象管路」という。)を、耐震性能が高い管種に置き換えるものを対象とする。

## ■緊急改善対象事業

緊急改善対象管路のうち、人口減少等により給水収益が減少することによって、水道料金収入だけでは老朽化施設の更新が期待できない水道事業及び水道用水供給事業を対象に財政支援。

【対象指標】水道料金、水道事業の投資余力(企業債残高比率)、料金回収率(給水収益/給水原価)、有収密度(給水人口/給水面積)等の指標を組み合わせ対象事業を選定

※ 簡易水道事業は、平成28年度末までの統合推進と併せたスケジュールで実施し、別スキームで支援するため、本事業から除外する。

### 耐震性の低い主な管種

① 鋳鉄管



② 石綿セメント管



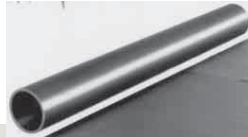
③ コンクリート管



④ 鉛管



⑤ 硬質塩化ビニル管(TS継手)



### 耐震性の高い管への更新を支援

◆生活基盤施設耐震化等交付金

#### 【内容】

都道府県が取りまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき水道施設等の耐震化対策に要する経費の一部を交付。

#### 【対象施設】

上水道事業及び水道用水供給事業に係る施設

### 期待される効果

耐震性が低く、法定耐用年数を超過している水道管を緊急的に耐震適合性のある管路へ更新し、大規模地震等の際の断水リスクを減少させる。



# 6. 水道事業基盤の強化 について

# 各地で相次ぐ、管路の老朽化による事故事例



街中での漏水事故



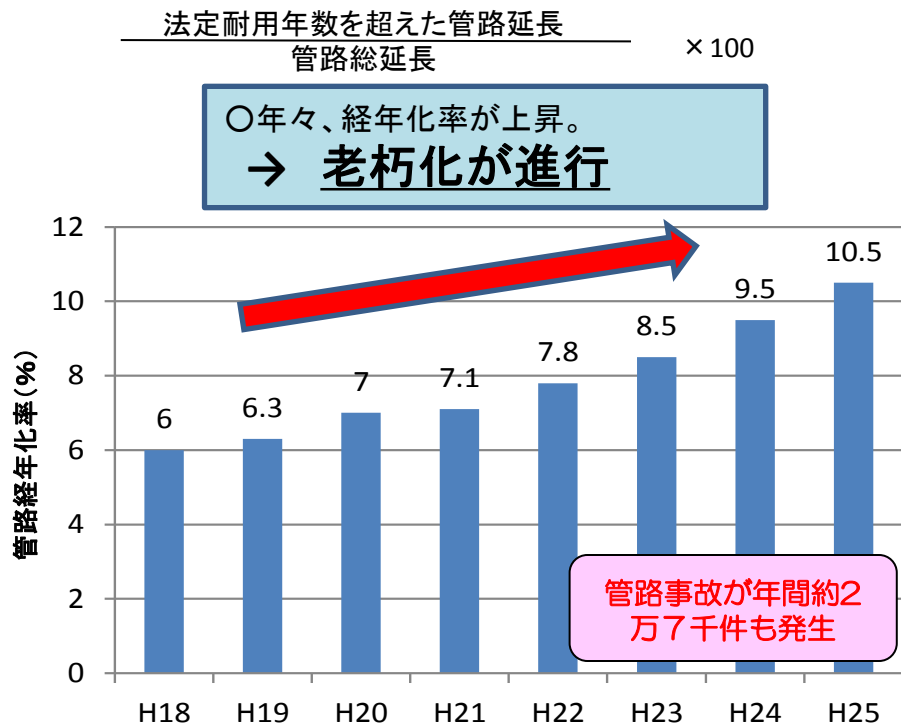
漏水による陥没事故



# 管路の老朽化の現状と課題

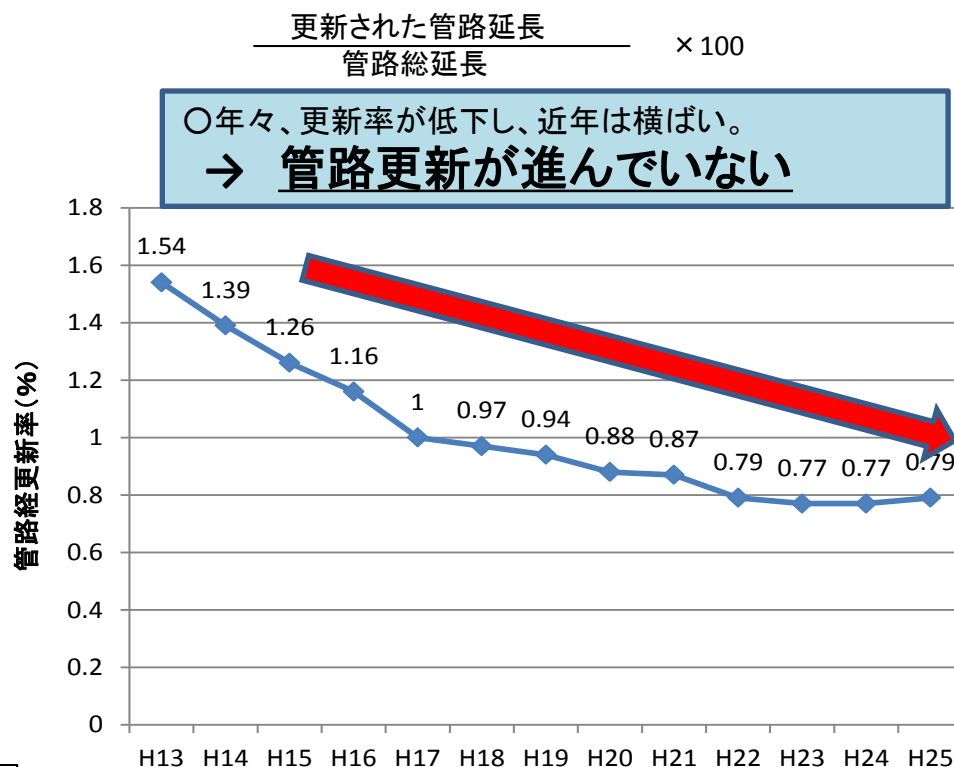
- 水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、**管路の経年化率（老朽化）は、ますます上昇すると見込まれる。**

## 管路経年化率(%)



H25年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路更新率	0.86%	0.64%	0.79%
管路経年化率	12.0%	7.2%	10.5%

## 管路更新率(%)



○H25年度の管路更新率0.79%から単純に計算すると、**全ての管路を更新するのに約130年かかると想定される。**



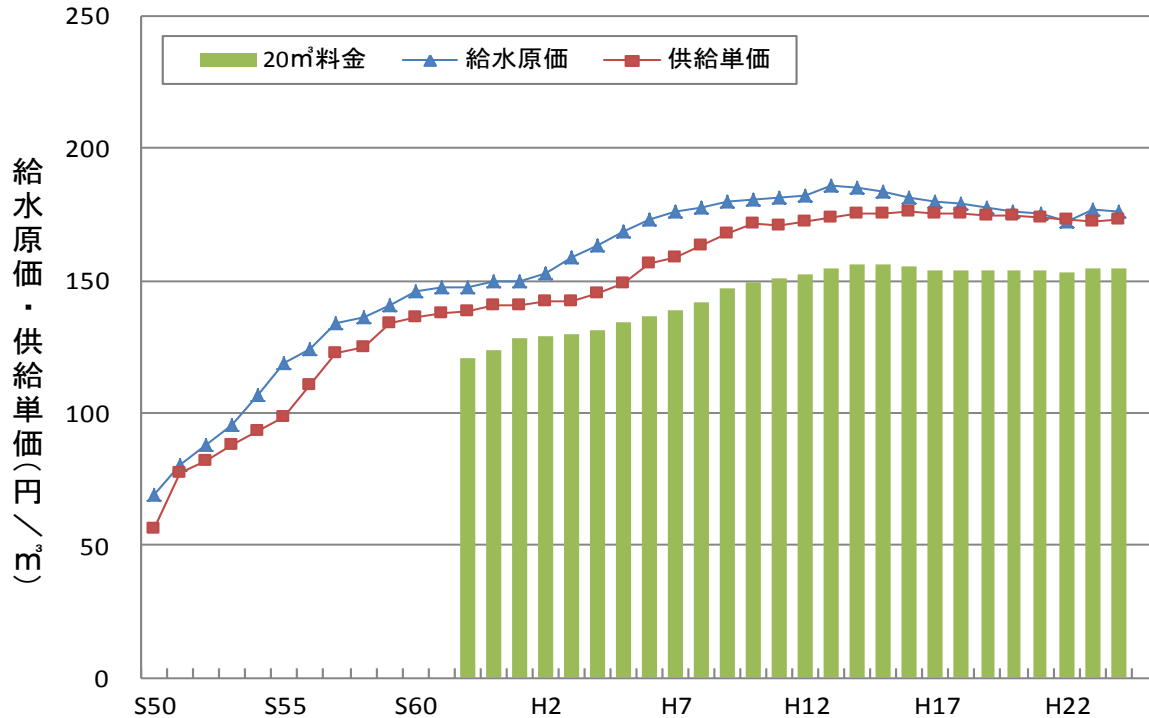
# 給水原価及び供給単価の推移

- 経年的に、給水原価が供給単価を上回っている状況である。給水原価は、平成13年度以降低下していたが、近年は上昇傾向が見られる。
- 総収益の約9割を占める水道料金は、平成13年頃より概ね横ばいとなっている。

## 給水原価及び供給単価の推移

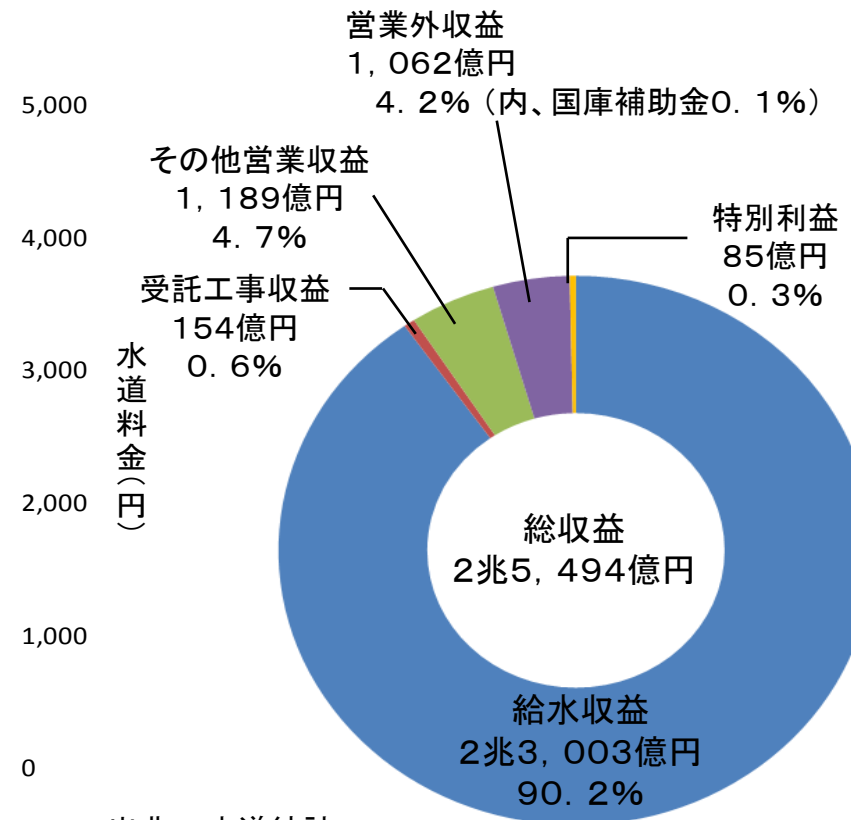
$$\text{給水原価} = \frac{\text{総費用} - \text{受託工事費}}{\text{年間有収水量}}$$

$$\text{供給単価} = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間有収水量}}$$



(注) 20m³料金の推移のうち昭和61年以前は、統計上、10m³料金として整理されているため、記載を省略。

## 3条収益の内訳



出典：水道統計

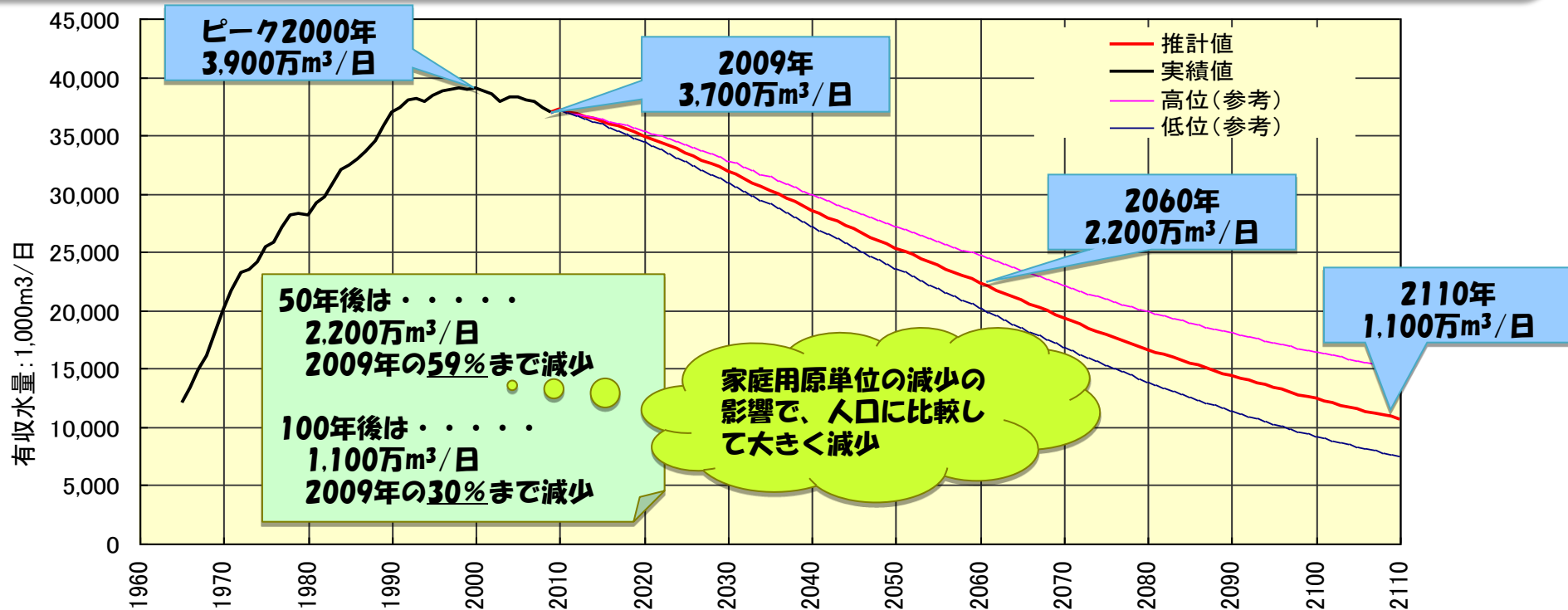
(収益の内訳は平成24年度実績)



# 人口減少社会の水道事業

- 日本の人口変動に対応して、有収水量は平成12年(2000年)をピークに減少に転じる約100年後には有収水量がピーク時の約30%にまで減少。
- 水道事業は、独立採算制を旨としており、原則水道料金で運営されているが、人口減少に伴い給水量が減少し、水道事業の収益が減少することによって水道事業の経営状況は厳しくなってくる。
- 経営状況の悪化により、施設の更新など必要な投資が行えず、老朽化が進行。
- また過度なコスト削減に伴う水道職員の削減による体制の弱体化により水道施設の維持管理が困難となり、漏水等の事故が増加するなど、水道サービスの低下が懸念される。

人口減少社会の水道事業



## 【推計方法】

①給水人口：日本の将来推計人口に上水道普及率（H21実績95.3%）を乗じて算出した。

②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。

家庭用有収水量＝家庭用原単位×給水人口

家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率（0.321）で設定した。

③高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位（高位）、死亡高位仮定出生低位（低位）に変更した場合の推計結果である。



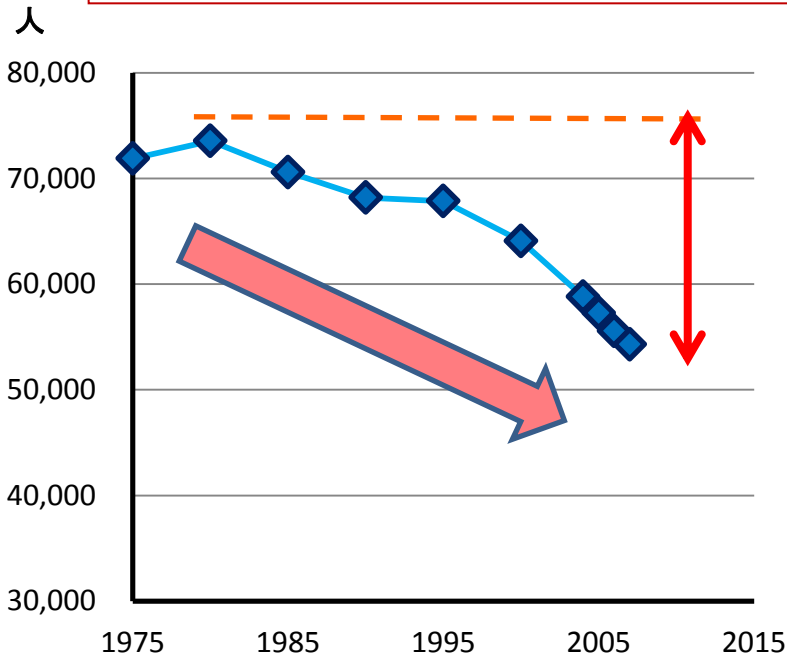
# 水道事業体の職員数

- 水道事業に携わる職員数は、ピークと比べて3割程度減少しており、特に小規模事業体では職員数が著しく少ない。
- 今後は、経営基盤、技術基盤の強化のため、近隣水道事業との広域化や官民との連携などにより水道事業を支える体制を構築する必要がある。

## 水道事業における職員数の推移

### 職員数の減少

水道事業の職員数は約30年前に比べて約3割減少



## 水道事業における職員数の規模別分布

### 小規模事業体の職員が少ない

給水人口1万人未満の小規模事業体は、平均3~5人の職員で水道事業を運営している

給水人口	事業体ごとの職員数						
	事務職	技術職	集金・検針	技能職 その他	合計		
						最多	最少
100万人以上	351	511	2	154	1,018	3,875	357
50万人~100万人	82	121	0	14	217	367	120
25万人~50万人	42	67	0.5	14	124	237	39
10万人~25万人	19	24	0.2	4	47	165	15
5万人~10万人	10	11	0.3	1	22	66	4
3万人~5万人	7	5	0.1	0.5	13	52	3
2万人~3万人	5	4	0.1	0.3	9	35	2
1万人~2万人	3	2	0.02	0.2	5	19	1
5千人~1万人	3	1	0.1	0.1	4	46	1
5千人以下	2	1	0.3	0.1	3	15	1

※職員数は、人口規模の範囲にある事業体の平均  
 ※右欄の最多、最少は人口規模の範囲にある事業体の最多、最少の職員数  
 出典：水道統計(H24)

# 水道広域化の必要性

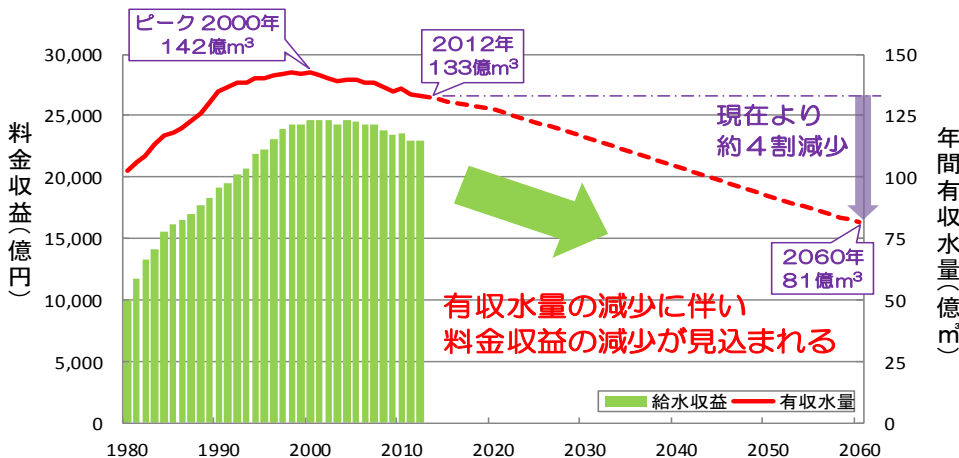
## 現状と課題

- ▶ 水道事業は、水道法第6条第2項により、“市町村経営が原則”であるとともに、地方財政法第6条により、“独立採算が原則”となっている。
- ▶ 事業収入の約9割を占める水道料金収入は、節水機器の普及や使用水量の減少などの影響により減少傾向にあり、また今後、人口減少等の影響を受け、益々その傾向は顕著になると見込まれる。
- ▶ また、事業を担う職員は、市町村等における定数削減のしわ寄せを受け、行政部局よりも大きな削減となっており、今後、少子化に伴う生産年齢人口の減少により、より確保が難しくなると見込まれる。
- ▶ 一方で、高度経済成長期に建設した水道施設が耐用年数に達し、今後それら施設の更新・耐震化が急務となっており、それら事業の実施に必要な資金、人員の確保が必要である。

有効な対策手段の1つが、水道事業の広域化

広域化の推進には、都道府県のリーダーシップが不可欠

有収水量及び料金収益の実績と見通し



(出典)年間有収水量及び給水収益の実績：水道統計

将来有収水量：厚生労働省水道課が「新水道ビジョン(平成25年3月)」の策定にあたり推計。

	地方公務員全体	水道関係職員
H 7	328万人	67,867人
H22	277万人	48,206人
増減率	-15.5%	-29.0%

地方公務員全体より  
約2倍の減少

# 水道事業基盤強化方策検討会について

## ○趣旨

現在、高度経済成長期に整備された水道事業の管路や施設が更新時期を迎えているものの、水道管路の更新が十分になされていないため老朽化が進行するとともに、耐震性の低い施設が残置されている状況にある。

また、人口減少社会の突入に伴い給水収益が先細りになる中で、今後老朽化施設の更新需要が増大することが見込まれ、個々の水道事業の運営状況を踏まえた水道事業の持続性の確保が喫近の課題である。

さらに、本年1月30日に地方分権改革に関する「平成26年の地方からの提案に関する当面の方針」が閣議決定されており、水道事業に掲げる認可等の厚生労働省の所管に係る事務・権限について、希望する都道府県であって、水道事業基盤強化計画を策定した上で、監視体制を十分に整えるもの等に対し移譲することが示されている。

このため、地方分権における都道府県への権限移譲に当たっての要件等を当面の課題として、水道事業基盤に関する検討を行うため、厚生労働省生活衛生・食品安全部長の主催により本検討会を開催する。

## ○検討事項

- (1) 水道事業に関する現状と課題
- (2) 水道事業等の認可権限委譲に必要な条件(水道事業基盤強化計画、都道府県の体制など)
- (3) その他水道事業基盤の課題、方策など

## ○今後のスケジュール

第6回(1/22)において、水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項の中間とりまとめを行う予定。とりまとめた内容は、2/17の厚生科学審議会生活衛生水道部会へ報告予定。

# 7. 「民泊サービス」の あり方に関する検討 について

# 「民泊サービス」のあり方に関する検討会について

## 1 趣旨

自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要への対応や、地域活性化のための空きキャパシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められている。

こうした状況を踏まえ、「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）において、「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る（平成27年検討開始、平成28年末結論）」とされており、こうした検討課題に対応するため、本検討会を開催する。（厚生労働省及び観光庁が共同で開催。）

## 2 構成員

相澤 好治	北里大学名誉教授	末永 照雄	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会会長
◎浅見 泰司	東京大学大学院工学系研究科教授	高橋 進	株式会社日本総合研究所理事長
今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授	廣岡 裕一	和歌山大学観光学部教授
梅沢 道雄	相模原市副市長	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
川口 雄一郎	公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会会長	○三浦 雅生	五木田・三浦法律事務所 弁護士
北原 茂樹	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長	森川 誠	一般社団法人不動産協会事務局長
熊谷 則一	涼風法律事務所 弁護士	吉川 伸治	神奈川県副知事
小林 恭一	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授	吉川 萬里子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長

(50音順 ◎は座長 ○座長代理)

## 3 主なスケジュール

平成27年11月27日（金） 第1回検討会開催

平成28年3月中 中間的な論点整理 Ministry of Health, Labour and Welfare 平成28年夏～秋 検討会報告書取りまとめ

# 「民泊サービス」のあり方に関する検討会における検討の方向性

H28.1.12第4回検討会資料

## (総論)

- 「民泊サービス」に対する様々なニーズにこたえつつ、宿泊者の安全性の確保、近隣住民とのトラブル防止などが適切に図られるよう、旅館業法等の現行制度における規制のあり方を見直しつつ、仲介事業者に対する規制を含めた制度体系を構築すべきではないか。
- 当面早急に取り組むべき課題と中期的な課題とを整理の上、早急に対応することが可能な課題については、規制改革実施計画に定められたスケジュールにとらわれずに、対応すべきではないか。
- 「民泊サービス」を一律に捉えるのではなく、ホスト（家主）がいるか・いないか、管理者がいるか・いないか、戸建てか共同住宅か、個人所有か法人所有か、など、その形態や特性に応じて、整理すべきではないか。

## (早急に取り組むべき課題—現行制度の枠組みの中で対応が考えられること—)

- 現行制度の枠組みの中で対応できることとして、簡易宿所の枠組みを活用して、旅館業法の許可取得の促進を図るべきではないか。
- その際、自宅の一部等を活用して少人数の宿泊客を受け入れる「民泊サービス」においては、現行の客室面積の基準には必ずしも合理性があるとは考えられないことから、これを見直す方向で検討し、許可を取得しやすい環境を整えるべきではないか。
- 家主不在のケースにおいては、宿泊者の本人確認、緊急時の対応体制など一定の管理体制を確保することを前提に、旅館業法の許可対象とすべきではないか。
- 旅館業法の許可に当たり、関係法令だけでなく、賃貸借契約、管理規約（共同住宅の場合）に反していないことの確認を求めるべきではないか。
- 関連する制度における取扱いについても検討すべきではないか。

## (中期的に検討すべき課題—現行制度の枠組みを超えた検討が必要なこと—)

- 家主居住で自宅の一部を貸し出すようなホームステイタイプの「民泊」については、旅館業法の許可の枠組みを適用する必要性・妥当性について、検討が必要ではないか。その際、海外の事例も参考にすべきではないか。関連する制度における取扱いについても、検討すべきではないか。
- 仲介事業者に対しては、一定の責務（規制）を課すことが必要ではないか。その際、海外の事業者に対する規制の実効性を担保することが必要ではないか。また、旅行業法との関係を整理することが必要ではないか。

# 8. 理容師・美容師の養成のあり方に関する検討について

# 理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会について

## 1 趣旨

平成27年6月30日閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくなるための措置及び理容師・美容師の養成課程における教育内容や国家試験のあり方について検討することを目的として、検討会を開催する。

## 2 構成員

有吉 幸子	宇都宮美容専門学校 校長
遠藤 弘良	東京女子医科大学国際環境・熱帯医学講座 教授
大森 利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会 理事長
河合 靖臣	中央理容美容専門学校 校長
坂元 昇	川崎市健康福祉局 医務監
鈴木 正壽	公益社団法人 日本理容美容教育センター 理事長
西島 正弘	公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 副理事長
◎ 原田 一郎	東海大学教養学部人間環境学科社会環境課程 特任教授
○ 宮崎 孝治	江戸川大学メディアコミュニケーション学部こどもコミュニケーション学科 教授
湯田 桂子	集英社マキア編集部 編集長
吉井 真人	全日本美容業生活衛生同業組合連合会 理事長

(五十音順 敬称略)

◎座長 ○座長代理

## 3 スケジュール

平成27年11月13日(金)	第1回検討会	主な論点について(自由討議)
平成28年2~3月	第2回検討会	主な論点について(対応の方向性について討議)
平成28年5~6月	第3回検討会	主な論点について(対応の方向性について討議)
平成28年8~9月	第4回検討会	とりまとめ





- 1 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方について
  - (1)理容、美容の共通課目等の取扱い
  - (2)実務経験を考慮した実習や選択必修課目の取扱い
  - (3)修業期間 等
  
- 2 養成施設における教科課程について
  - (1)教科課程の内容及び範囲のあり方等
  - (2)通信課程の取扱い 等
  
- 3 国家試験の内容等について
  - (1)養成課程の見直しに対応した見直し
  - (2)必修課目と試験課目との関係
  - (3)理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合における理容、美容に共通する部分の取扱い 等
  
- 4 その他

# 生活衛生・食品安全部施策照会先一覧

施策事項	所管課室	担当係	担当者	内線
2. 環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)への対応について	企画情報課国際食品室		鈴木 雅晶	2446
3. HACCPの普及推進について	監視安全課HACCP企画推進室		福島 和子 浦上 憲治	2477 4244
4. 食肉等の生食に関する対応について	基準審査課	乳肉水産基準係	吉原 尚喜	2488
5. 水道事業に係る予算関係について	水道課	上水道係	磯 高德	4026
6. 水道事業基盤の強化について	水道課		安里 賀奈子	4017
7. 「民泊サービス」のあり方に関する検討について	生活衛生課	指導係	尾形 大輔	2437
8. 理容師・美容師の養成のあり方に関する検討について	生活衛生課	指導係	尾形 大輔	2437